

4月からの滝川ふれ愛の里の営業について

滝川ふれ愛の里の運営事業者が4月から滝川振興公社に変わります。

【営業時間・営業日】

- ◇入浴：8時～22時（最終入場 21時30分）
- ◇レストラン：11時～21時30分（ラストオーダー 21時）
- ※無休（設備点検による休館日を除く）



【入浴料金】

- ◇大人（中学生以上）：630円
- ◇小人（小学生）：250円
- ◇幼児：無料
- ◇回数券（大人11枚つづり）：6,300円

お得な回数券をさらにオトクな価格で販売します！

- 販売価格：通常 6,300円 → **6,000円**
- 販売期間：4月1日～4月30日（期間限定）
- 使用期限：令和6年3月31日まで
- 販売場所：滝川ふれ愛の里

※これまで北のたまゆらで販売しておりました回数券は、4月1日以降ご利用いただけません。また、同社が発行しておりましたポイントカードは、北のたまゆら各店舗で引き続き利用できますが、滝川ふれ愛の里では4月1日以降ご利用いただけません。

※コテージ・キャンプの予約については、専用 web サイト「滝川キャンプサイト」よりお申し込みください。

なお、キャンプサイトは、4月28日（金）からの営業開始を予定しておりますが、積雪等の状況により延期となる場合があります。

※その他ご不明な点は滝川ふれ愛の里（Tel 26-2000）へお問い合わせください。

問合先 産業振興課 Tel.28-8009

医療費の助成制度のご案内【令和5年4月現在】

※中学生以下のお子さまに対する助成内容が、令和5年8月から変更となります。詳しくはP18をご覧ください。

	対 象 者		適用医療費	窓口での医療費の負担（注）
重度心身障害者医療費	身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方 ※3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る		入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	◆未就学児→自己負担なし ◆未就学児以外の市・道民税〈非課税世帯〉 初診時一部負担金のみ負担 〈課税世帯〉 医療費の1割を負担
	重度の知的障がいと診断された方（療育手帳A判定）			
	精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方		通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費 ※入院は対象外	
ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭で20歳未満の子を扶養している母または父		入院、指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費	
	ひとり親家庭の母または父に扶養されている、もしくは両親がいないなどの20歳未満の子 ※18～20歳については、学生などに限る		入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	
子ども医療費	未就学児		入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	自己負担なし
	小学生	市・道民税 非課税世帯	入院、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	初診時一部負担金のみ負担 ※ はりきゆう 柔整、鍼灸などは一部負担金なし
		課税世帯	入院、指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費	医療費の1割を負担

（注）・すべての助成制度に所得制限があります。

・1か月および年間の自己負担限度額があります。

・文書料、差額ベッド代などの保険外診療や入院時の食事代および指定訪問看護の療養費の1割（別途月額限度額あり）は助成の対象となりません。

問合先 保険医療課 Tel.28-8018